

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和4年10月25日

令和5年度国民健康保険税の賦課税率等の見直し協議の現状について

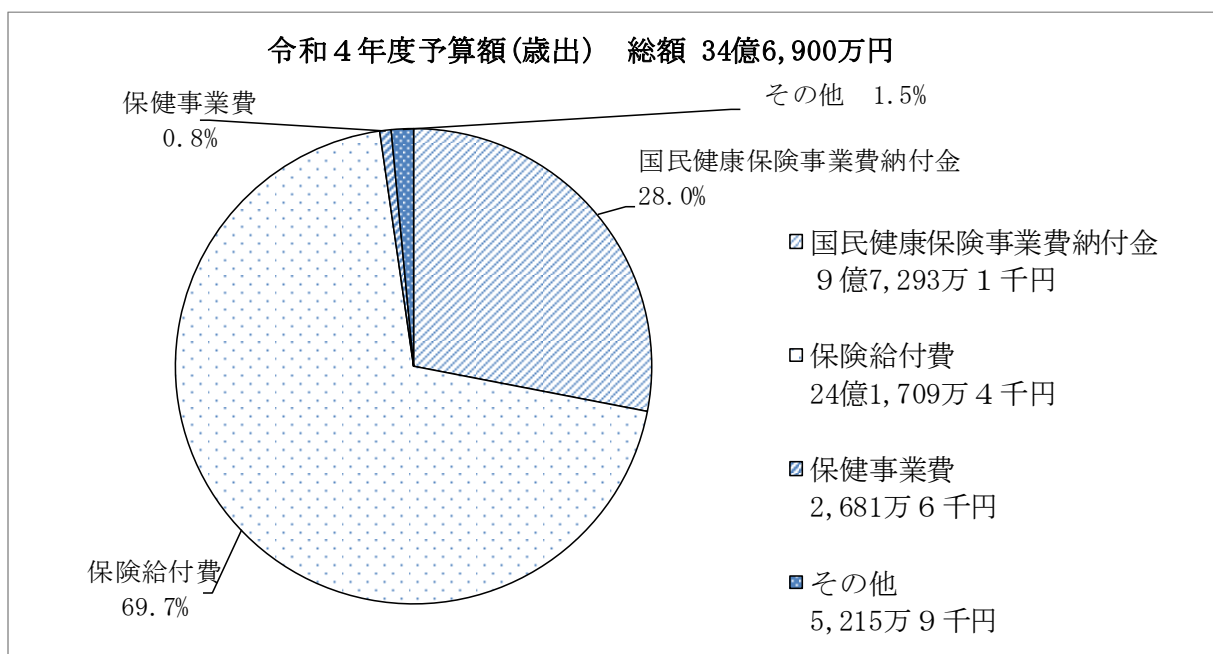
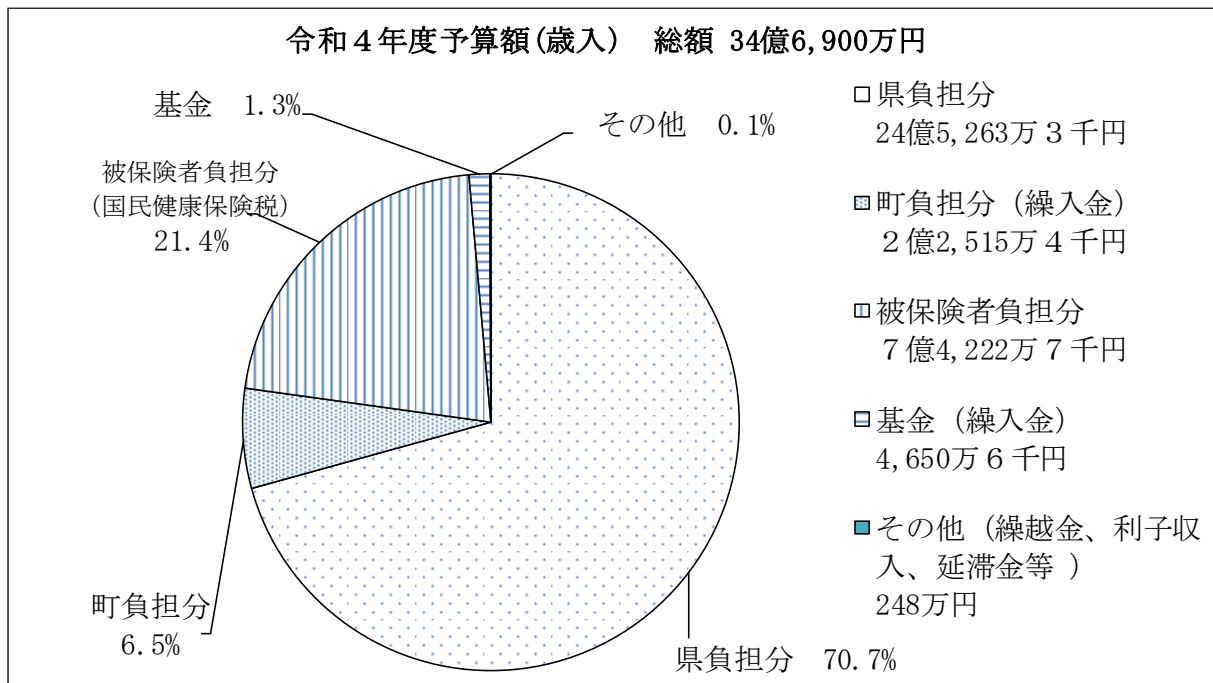
資料

国民健康保険に関する各種推移・・・・・・・・・・・・・・・・	1～4
国民健康保険賦課税率等の見直しのポイントと予定・・・・・・・・	5
出産育児一時金に係る動向について・・・・・・・・・・・・	6
諮問書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

町 民 課

1 国民健康保険に関する各種推移

(1) 国民健康保険事業特別会計の財源構成



(2) 国民健康保険被保険者数の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (９月末時点)
被保険者数 (０～７４歳)	７,６２０人	７,４９５人	７,１１８人	７,０５０人
前期高齢者数 (６５～７４歳)	３,８９０人	３,８２８人	３,６２６人	３,５２７人
前期高齢者 割合	５１.０％	５１.１％	５０.９％	５０.０％

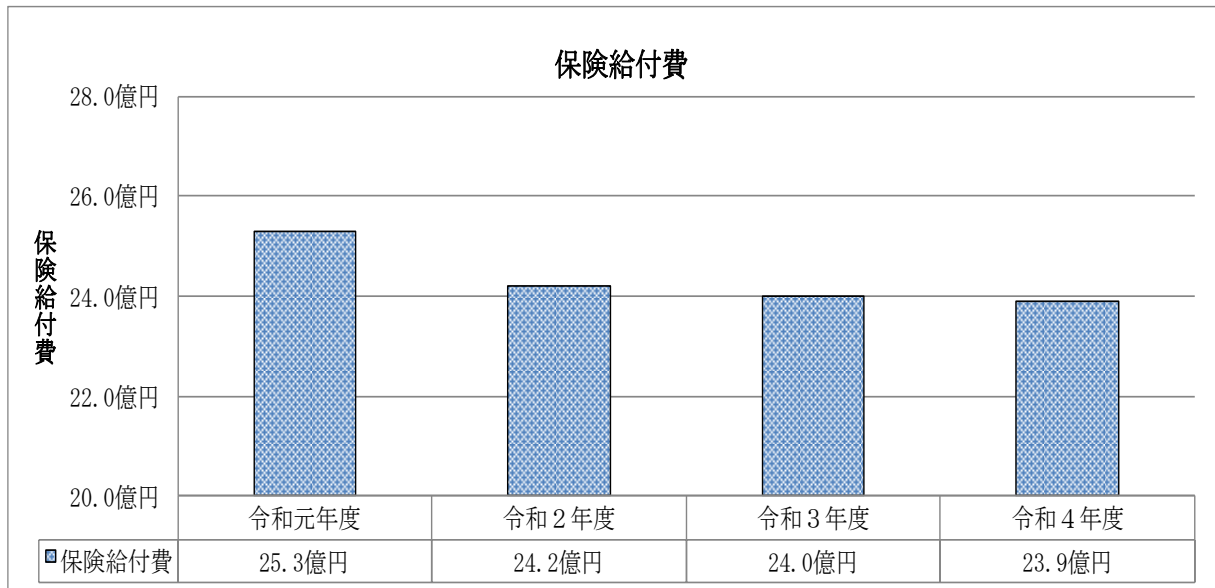
※ 被保険者数については、各年度末時点。

前期高齢者数内訳

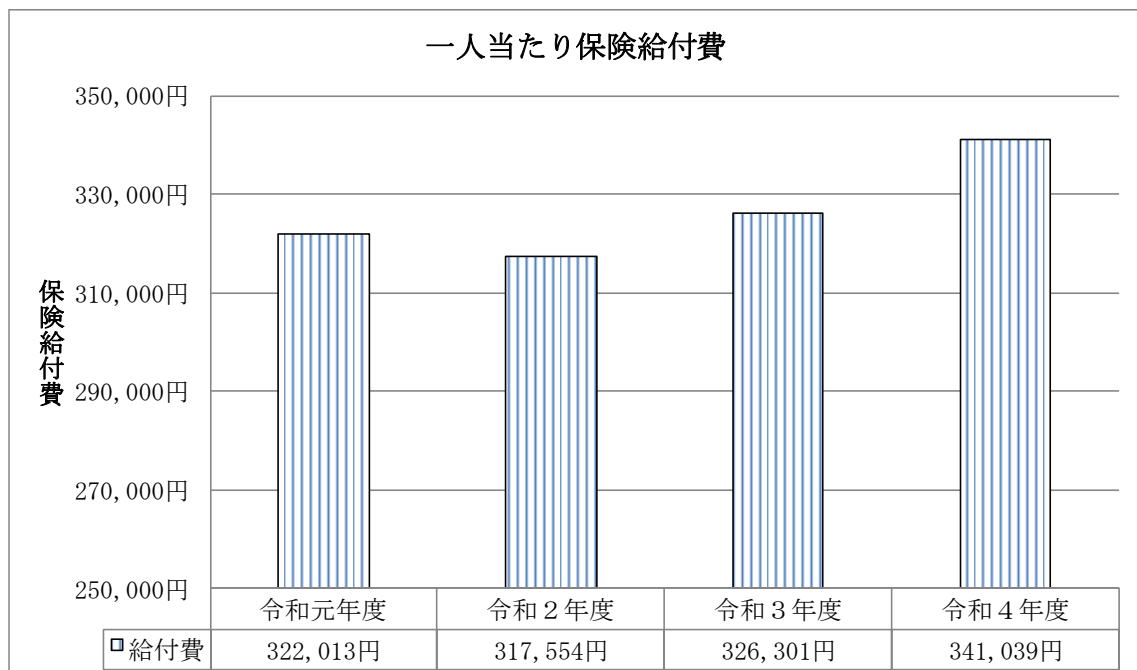
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度 (９月末時点)
被保険者数 (６５～６９歳)	１,８３１人	１,６６４人	１,５３３人	１,５０１人
被保険者数 (７０～７４歳)	２,０５９人	２,１６４人	２,０９３人	２,０２６人
７０～７４歳 割合	５２.９％	５６.５％	５７.７％	５７.４％

※ 被保険者数については、各年度末時点。

(3) 保険給付費の推移



※ 令和4年度については、見込額。



※ 令和4年度については、見込額。

(4) 国民健康保険事業費納付金の推移

区分 年度	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合計
R 1	759,760,966 円	265,584,127 円	80,214,877 円	1,105,559,970 円
R 2	671,653,095 円	241,832,481 円	83,337,283 円	996,822,859 円
R 3	635,819,908 円	238,555,481 円	85,625,560 円	960,000,949 円
R 4	648,665,000 円	235,226,000 円	89,040,000 円	972,931,000 円

※ 令和4年度については、予算額を記載。

(5) 国民健康保険税の改定状況

区分 年度	医療給付費分			後期高齢者 支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
R 1	6.1%	23,000 円	21,000 円	2.7%	12,500 円	2.2%	11,500 円
R 2	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円
R 3	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円
R 4	6.2%	24,500 円	21,000 円	2.8%	13,000 円	2.3%	12,000 円

2 国民健康保険賦課税率等の見直しのポイントと予定

【国民健康保険運営協議会の協議のポイント】

- (1) 国民健康保険の財源は、県（交付金）、町（繰入金）及び被保険者（国民健康保険税）が担います。
- (2) 被保険者数は減少傾向にあり、令和4年度以降は、団塊の世代の一部が後期高齢者となります。
- (3) 比較的所得水準が低く、医療の受診の必要性が高い前期高齢者（65～74歳）が被保険者数の50%以上を現時点では占めています。
- (4) コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進んでいることから、増収が見込まれます。
- (5) 被保険者の高齢化や医療技術の向上に伴い、一人当たり保険給付費は年々増加しています。
- (6) 事業費納付金は、令和5年度以降も県の決算剰余金の活用が見込めないことから事業費納付金の増額が見込まれます。

【国民健康保険運営協議会の開催状況と今後の予定について】

開催予定		主な審議内容
第1回	令和4年 7月25日	1 大磯町国民健康保険の現状について 2 その他
第2回	令和4年 8月23日	1 令和3年度大磯町国民健康保険事業特別会計決算(案)について 2 保険給付費の現状について 3 その他
第3回	令和4年 11月28日	1 大磯町国民健康保険税率の改定について【第1回】 2 その他
第4回	令和4年 12月26日 (予定)	1 大磯町国民健康保険税率の改定について【第2回】 2 答申について 3 その他
第5回	令和5年 3月27日 (予定)	1 令和5年度大磯町国民健康保険事業特別会計予算について 2 その他

3 出産育児一時金に係る動向について

政府は、原則 42 万円が支給されている「出産育児一時金」をめぐって、来年度から大幅に増額する方針を示しています。

しかし、現時点では、法改正の時期、金額は未定です。

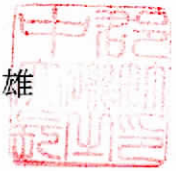
○ 出産育児一時金の概要

- ・ 対象者は、国民健康保険被保険者が出産した場合です。
- ・ 支給金額は、42 万円を限度に支給しています。
- ・ 負担割合は、町が 3 / 4 （一般会計から繰り入れ）、国民健康保険税で 1 / 4 を負担します。
- ・ 根拠法令は、国民健康保険法第 58 条、大磯町国民健康保険条例第 6 条です。

磯 町 第 144 号
令和 4 年 7 月 25 日

大磯町国民健康保険運営協議会
会 長 森久保 玲子 様

大磯町長 中崎 久雄



諮 問 書

本町の国民健康保険財政の基盤安定化を図るため、次の事項について御審議の上、答申くださるよう諮問いたします。

1 諮問事項

- (1) 医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて
- (2) その他

2 諮問理由

本町の国民健康保険財政において、歳入については、被保険者数は年々減少傾向にあり、また、軽減対象世帯の割合も高水準を維持していることから保険税収入の確保は一層困難となっています。一方、歳出については、保険給付費の総額は減少傾向にありますが、医療技術の進歩等により、被保険者一人当たりの医療費は、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和 2 年度を除いて毎年度増加しています。

このような状況の中で、ジェネリック医薬品の供給不足、社会保険制度の拡充等社会情勢が国民健康保険財政に与える影響もあります。

また、神奈川県全体では保険給付費が増大傾向にあることや、今年度以降、団塊の世代が後期高齢者となります。更に、県の決算余剰金の活用も見込めないことから、事業費納付金の増額も見込まれます。

このように、本町の国民健康保険財政への影響は避けられず、財政調整基金を活用するなど様々な対策を講じ、保険税率等を慎重に検討する必要があります。

その他、今後も決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入を行わないことが求められます。

以上の状況を総合的に精査いただき、国民健康保険財政の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の賦課税率等の見直しについて、御検討くださるよう諮問します。